



医療機能情報提供制度(医療情報ネット)について

本ページは、平成19年4月1日より施行された改正医療法により創設された医療情報ネットについて、紹介するものです。

医療情報ネットを確認すれば、診療科目、診療日、診療時間や対応可能な疾患治療内容等の医療機関の詳細がわかります

1. 都道府県情報提供ネット(各都道府県の掲載ページに移動します)

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
東京都	神奈川県	山梨県	長野県	新潟県	静岡県
三重県	岐阜県	愛知県	富山県	石川県	福井県
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

2. 医療機能情報提供制度(医療情報ネット)とは

医療機能情報提供制度(医療情報ネット)は、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的として、平成18年の第五次医療法改正により導入されました。病院等に対し、医療機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務づけるとともに、報告を受けた都道府県知事はその情報を住民・患者に対して提供する制度として運用しています。

本制度が創設される以前は、住民・患者が医療機能に関する情報を入手しようとした場合、その手段は医療機関の広告、医療機関ホームページ、院内掲示等に限られていました。また、その内容にも医療機関間や地域間で差があったほか、住民・患者がその内容を客観的に比較できず、理解できないこともありました。

そこで、住民・患者が医療機関を適切に選択できるよう、医療機関の自発的な情報提供だけに委ねるのではなく、医療機能に関する情報の報告を医療機関へ義務づけ、それを公表することによって、バラツキのない情報提供の仕組みを構築いたしました。

本制度では、医療機関は、基本情報(診療科目、診療日、診療時間等)のほか、対応可能な疾患・治療内容など、一定の情報を都道府県へ報告するとともに、医療機関において閲覧できるようにしなければなりません。

一方、都道府県は、医療機関から報告された医療機能に関する情報を集約・整理した上で、都道府県のホームページに掲載するなど、住民・患者が利用しやすい形で公表します。

また、住民・患者が医療機関を適切に選択するため、医療機能に関する情報を住民・患者が正しく理解できるようサポートする観点から、医療機関に関する相談対応や助言を行う機能(医療安全支援センター)を都道府県等に設けることといたしました。

厚生労働省としては、ホームページの仕様の工夫や検索機能の充実、医療機関のホームページとのリンクなど、医療機能情報提供制度(医療情報ネット)の使い勝手を良くするよう改善に努めていますので、国民の皆様方におかれましては、医療機関を受診する前に、医療情報ネットを是非御確認いただき、医療機関の適切な選択に役立ててくださいますようお願いいたします。